

ハンセン病事実検証調査事業 第10回検討会

03.04.28(月)

【事務局(加納)】 お待たせいたしました。それでは、ハンセン病事実検証調査事業、ハンセン病問題検討会、第10回の検討会を開会させていただきたいと思います。

本日の議題については、お手元に議事次第がお配りしてありますので、そちらのほうをご参照ください。また、資料についてですが、被害実態調査班報告が追加資料として、今、出ておりますのでご確認ください。

それでは、よろしく願いいたします。

【井上委員長】 こんにちは。ご苦労さまです。第10回ということで開催させていただきます。2時間ということですので、また、時間が足りなくなるかもしれませんが、3時半までは大丈夫だということで、場合によっては30分ほど延長させていただくかもしれませんので、その辺もご了承ください。

最初に、検討会の正式な会議にしますと、記録をとらなければならないとかいろいろありますので、きょうは、午前中、研究会を開催するということでお集まりいただきました。ただ、特にそれぞれの担当部分のグループの方がそれぞれグループで議論していただきたいということでしたが、これはできませんでした。全体でいろいろご意見を伺いました。

一応結論だけご報告をしまして、皆さんに最初にお諮りしたいわけですが、今の第2年度に入って、検証作業ですね、検討会あるいは検討・研究を急がなければなりません。方向全体として確認し合いながら、各人の研究と、それからグループあるいは作業班、名前はこれからにしても、検討をそれぞれしながら進めていく必要があるだろうということです。ですから、各人が進める研究と、そのグループとして進める研究と、それから検討会全体、検証会議全体で検討を進めるものと、これを並行してやっていかなければならないということになります。

それで、検証会議の検討課題、そして、検討会の検討事項ということで、それぞれ課題が提起されていますが、これについて、全体としてまだ必ずしもその分担も含めて十分議論してきたわけではありませんので、まず、一つは、最終報告に向けてのいわば報告書の中身を検討しているというような作業。これは既に、検証会議の準備会それから検討会でも、その報告書の執筆に当たるグループを形成する必要があるのではないかというような

提起もしてきました。これが具体化してくるところですが、そういう意味で、全体の方向を見据えながら課題について深めていくという作業が必要だろうと。

それぞれの課題についても、個別の課題だけではなくて、相互の関連性等も重要ですし、さらには、必要な課題が落ちている場合もあるだろうというようなこともありますから、ある意味で全面的に検討をしまして、そして、それぞれの役割分担についてもいっそう明確にして作業を進めていただく必要があるだろうということで。その作業を運営委員会でさせていただきますと。運営委員会で議論しまして、それぞれ、今申し上げました各人の検討、それからグループでの検討について、課題と方向について一定の提起をさせていただく。それから、グループの組み方についても提起させていただく。その上で、さらに皆さんに検討を深めていただきたいということです。

形としては、各グループ、特にそれぞれグループを形成していただいて、連絡をとり合って、個別に会議なり研究会なりを開いていただく、こういうことにもなると思いますので、そのあたりも改めて要請をさせていただきます。そんなことが議論されましたけれども、そんな方向でよろしいでしょうか。

ありがとうございます。そういう方向で進めさせていただきます。

では、次に、きょうご案内の議題に入らせていただきます。まず最初に、検証会議の報告書と、それから検討会の報告ということで、検証会議の報告書がお手元に配られていると思います。事前にお送りしたものは奥付がなかったということで、きょうお配りしたものが正式の報告書ということになります。それで、加納さん、ちょっと提出してきたという報告をしてください。

【事務局(加納)】 お手元にあります報告書ですが、当初、会議報告等の関係で提出がおくれる形になっておりまして、そちらのほうの書類は今、整えているんですが、とりあえず報告書だけをお出しするという形になりまして、本日午前中に厚生労働省に提出をしまいいりました。本日午後4時から検証会議のほうで記者会見を予定をしております。

【井上委員長】 記者会見の出席について。

【事務局(加納)】 記者会見ですが、検証会議の座長と副座長、そして検討会委員長を中心にいたしまして、ほかの委員の方につきましては、ご同席いただける方は会場の中には入っていただいて、その後、報告書の詳細な部分についてもし質問等ございましたら、担当の部分の先生がいらっしゃれば受けつけていただきたいと思います。とっております。

【井上委員長】 ということでよろしいでしょうか。どうぞ。

【藤野委員】 今の説明で、同席して、もし何か質問があったら答えるということはいんですが、それは検証会議の委員ですか、検討会委員？

【事務局(加納)】 報告書については検証会議のほうでお答えしますが、検討会報告書のほうも添付してございますので、もしそちらのほうの担当の部分で何か詳細な質問等が出まして、たまたまその先生がご同席いただいている場合には、そこでお答えいただくという形になるかと思えます。

【藤野委員】 では、検証会議と検討会の両方の委員の方も、時間があれば同席するということですね。

【事務局(加納)】 そうですね。要するに、おひな壇に上がっていただくのは先ほど申し上げた方で、あと、その場にご同席していただいているということです。

【井上委員長】 よろしいでしょうか。時間がおありの方はどうぞということになりますが。

では、次に移らせていただきます。この報告書のつくられる経過等についてはもうここでは繰り返しません。この報告書の中に、皆さんからお出しいただいた各研究報告、これを掲載させていただいています。47ページからですね。一応これは資料という形にさせていただいて、前の部分の報告書本文とは別に、資料という形をとりました。各検討会委員の検討経過報告ということでもあります。

48ページにはさらに、この報告は、検討会委員各人の活動記録であると。各人の活動記録ですが、これは個人としての研究の報告ではなくて、あくまで検討会委員としての活動の報告ではあると。ただし、検討会としてこの全体で議論した、あるいは検討会として統一見解を出してというようなものではありませんので、そのことの念をここに入れておいたわけであり。活動の一端を示すものであるということですね。

しかし、非常にそれぞれの皆さんの活動を示すものとしては重要なものでありますので、これから、お一人お一人、この検証作業にどう取り組んでいただいているか、そして、そこでのいわば課題あるいは問題点等についてご報告いただく機会をつくっていきたく思います。

それで、最初に今回は、3人の方にご報告をいただこうかということで用意をさせていただきました。皆さんのご案内には、きょう報告していただける人、名乗りを上げていただきたいとご案内しましたが、どなたもお返事いただけなかったもので、こちらから指名をさせていただいて、藤野委員と内田委員と。それから、やや性格は違うんですが、実態調

査が今進んでいますので、これを皆さんにご報告の意味も兼ねて、実態調査班の報告ということで松原委員にお願いしました。それでよろしいでしょうか。お1人20分くらいでその報告及び質疑をしていただくという、これも無理なお願いなんですけど……。

(酒井委員入室)

では、早速ですが、この報告書の順番でいきましょうか。藤野さんからということ言われていますから、では、藤野さん、お願いします。

【藤野委員】 それでは、20分くらいということなので、1時40分くらいまでですか。あの時計は35分までですね。議論の時間を入れてですか。

【井上委員長】 議論も入れて20分で。

【藤野委員】 わかりました。報告書のほうは、105ページのところに私の経過報告を書いておりますので、これをごらんください。最初は、去年の10月以降、正式にこの検討会が立ち上がってからのことこの活動報告をいたしました。

それから次に、その中で活動成果というのがあるんですが、こちらのほうをごらんください。具体的には、106ページの真中辺の段落で、「これまでの資料調査とききとりにより、確認できた事実のうち、特に重要なものは以下のとおりである」という、ここをごらんください。「これまでの」という書き方は非常に微妙なのでありまして、これは、去年の10月からというわけではありません。私がハンセン病の研究を始めたのは1988年です。15年前です。ですから、「これまでの」というのは、この15年間のと理解していただきたいと思います。というのは、去年の10月からですから、それに限ってしまいますと、まだそんなに大きな調査の成果がないわけです。むしろ、この15年間に集めた資料を、この検討会、検証会議に全面的に提供して協力をするという形でお聞きください。

この中で、大体今の時点で言えることは何かということ、今回は10ポイント挙げました。まず、私は大体、この隔離がなぜ始まったのかとか、隔離がなぜ戦後も続いたのかとか、それをなぜいまだに厚生労働省は心から反省しないんだろうかと。そういう政策の問題と、その中で、元患者、患者の方々に対してどのような人権侵害があったか。これは、聞き取り調査班の方々もなさいます。私はむしろ文献のほうからそれをアプローチしていこうというものです。

それを基盤にしましたので、まず最初に、(1)番目ですね、隔離が始まった1907年の法律「癩予防ニ関スル件」、これについては、既にもう随分前にまとめたこともあるので、大体のことはもうわかってきているんですが、やはりこれは、医学とか医療という観点で

はなくて、当時の政治状況がこうした法律をもたらしたものであるということで一つは、外交的な「内地雑居」、つまり欧米人が日本国内を自由に居住、旅行できるということが始まった。そして、日英同盟締結から日露戦争といった日本の国家の膨張期であったこと。そういう中で、国家の恥である、外国人の目に映ってはならない、こういう視点が、非常に強くこの「癩予防二関スル件」に反映していると思います。

これは「癩予防二関スル件」だけではなくて、この時期に、これは私が中心になってやらなくてもいいと思うんですが、「精神病者監護法」の問題などもからんできます。それから、同じころに、「北海道旧土人保護法」の問題で、アイヌに対するいわゆる括弧つき保護法ができるわけですが、こうした諸法令がなぜこの時期にできてきたか。私は、これは「癩予防二関スル件」というものは、こうした「北海道旧土人保護法」や「精神病者監護法」などの立法過程とやっぱり一貫したものとして考えていくべきではないかということ、今考えております。つまり国家の膨張期、そして、外国人の日本における「内地雑居」が始まった時期に、やはり国家の恥になるものは隠す。これが、そもそもの隔離の出発点だったこと。これはほぼ実証的にも間違いのないことであると確認しております。

それから、第(2)点、断種の問題です。断種については、松原さんのほうからこれから詳しくなさるでしょうが、なぜ断種をやったかについて。1915年から始まっています。ほんとうの理由というのはなかなかわからないのですね。ただ、今、それについては、これまで集めた資料をもう一回読み直してみたのですが、やはり一番根本的には、患者撲滅のための親子感染防止だったと思います。さまざまな理由をつけては断種をやっていますが、根本的な問題は、親子感染を絶対防げということがあったと思います。これは、もう光田健輔らの強い信念であったことは間違いありません。

また、1915年から始まったということの背景には、当時のアメリカにおける断種法の影響、これを早く日本でも実施するべきだと、こうした議論があったことは明らかでありますし、当時の日本における断種法推進の主張をしておった内務省の官僚たちと光田健輔との深いつながりも、ほぼ間違いなく出てきております。そういった意味で、断種の真のねらいというものが、ほぼここであるだろうことは間違いありません。

(3)番目に、いわゆる無癩県運動につながる絶対隔離の問題です。これは、もう1931年に「癩予防法」が成立をして、絶対隔離の法律になることは明らかなんですが、これはやはり伏線としては第一次世界大戦の時期の影響があると考えられます。つまり、国家総力戦体制に向けての健康な国民づくりということが国策として上ってくる。その中で、結

核予防であるとか、精神障害者に対するより厳しい隔離、いわゆる精神病院法が出てきたりとか、それから、性病に対する予防対策とか、こういったものが1910年代から20年代に次々に出てくる。そういう流れの中で、「癩予防法」、絶対隔離の方針が出てきたと思います。そこは、明らかにこれは優生政策の影響があったことは間違いない。この辺ももう私よりも松原委員がなさると思います。

(4)番目、これは、絶対隔離の背景として優生政策があったことは一番大きいのですが、それだけではなくて、療養所における労働力の確保という問題があったんじゃないか。つまり、ほとんどまだ障害もない、ごく初期の患者まで隔離する。中には、患者ではない人も隔離しています。こうした問題が出てきたときにこれをどう考えるかというときに、明らかに彼らは労働力だったわけです。つまり、絶対隔離に必ず強制労働がつきまとうんですが、むしろ強制労働のためにも絶対隔離が必要であったということもできると思います。つまり、職員の不足をカバーするためには、どんな軽症患者でも、あるいは患者でなくても、患者ではないかと疑いがあるだけで隔離する。そうした実態があったと思います。極めて隔離そのものが恣意的であったことは間違いないです。

それから、(5)番と(6)番は沖縄の問題です。これは、もう森川さんがいらっしゃるので、私あまり詳しく言わなくてもいいと思いますが、沖縄における隔離の問題は、やはりいわゆる本土という地域とはかなり異なっていることが言えると思います。

1つは、沖縄では、隔離に対して軍が関与していることです。1944年(昭和19年)の夏ごろ、沖縄戦が切迫してくる中で、沖縄に日本の軍隊が大量に派遣されます。そうした日本軍将兵に対するハンセン病の感染を防ぐということから、軍によって患者の隔離が始まっているということです。これは、本土では、警察官を動員した隔離はあるわけですが、沖縄の場合には軍による隔離ということが指摘されている。これは既にもう沖縄でこうした問題を研究されている吉川由紀さんという方が論文として書かれております。また、私も、その吉川さんの論文が根拠にしている資料を拝見しまして、その資料の実証性を確認いたしました。そういった意味で軍による隔離ということが沖縄の特殊性であると考えられております。そういう意味では、もっと本土以上に、特に昭和19年ですから、過酷な隔離があったであろうことは推定できます。

それから、戦後の問題です。戦後においては、沖縄のみならず奄美も含めて、アメリカの当初軍政下に置かれたことは皆さんご存じだと思います。そして、沖縄はむしろ、アメリカの占領下にあったために、開放治療に早くから移り変わってよかったのじゃないかと

いう認識があります。しかしながら、これはやはり非常に美化された議論であって、確かに1958年に、沖縄では開放治療を行う、在宅治療を認めるということが出てくるわけですね。そして、63年には、そのためのハンセン氏病予防法はできるわけですが、その一方で、厳しい隔離が推進されています。

つまり、開放治療にしたというのは条件つきであって、医師の判断で、君は隔離、君は通院治療と分けていったわけですね。ですから、医師によって感染があるとされたときには、強制隔離も行われているわけなので、そして、開放治療というものと強制隔離が矛盾するものではない。むしろ開放治療をやりながら、一方では強制隔離もあった。そういう沖縄の特殊性がわかってまいりました。

私は、大体1960年代ぐらいまでは以前から調べておったのですが、今回沖縄におじやまして、72年、復帰直前の沖縄のハンセン病医療の資料についても見る事ができました。そうしますと、復帰直前においても、沖縄においてはやはり強制的な、どう見てもハンセン病に対して誤解、偏見を招くであろうような強制的な患者の割り出し、そういったことが行われている、そういう琉球政府の資料も出てまいりました。そういった意味で、沖縄の問題はやはり、我々が考えている以上にもっと厳しい事実があったことが確認できていると思います。

それから、(7)番目に挙げましたのは、GHQのかかわりです。これについては丸井委員がなさいますので、私はもうそれほどこの問題は考えなくてもいいと思いますが、GHQの側の資料も私は6年ぐらい前に、ほとんどこれはコピーをとっております。その中で出てくることは、やはりGHQにとっては、ハンセン病問題にあまり関心がなかった。これは間違いのないのです。むしろそれよりも、結核とかそういう病気のほうに関心があつたのは事実なんです、やはり戦後の患者の自治会運動に対する警戒心、そういうものが非常にあつたことは事実です。

ちょうどそれは労働運動に対するGHQの政策が、労働運動を奨励しながらも、共産党との関係が深まると弾圧に転じるような、あれと同じようなことが、患者自治会運動に対してもなされているということだと思えます。そういう意味で、GHQの政策については、やはり単なる医療の問題だけではなくて、戦後の共産主義運動弾圧とか、社会運動弾圧、そういった流れの中でやはり検討するべき課題があるのではないかと考えております。

次に、重監房、いわゆる「特別病室」の問題です。それから、同じく旧「癩予防法」にあった監禁の問題です。1947年に、草津の重監房が廃止されます。それから、「癩予防

法」にある監禁規定は日本国憲法に矛盾するというので、事実上監禁はできなくなると言われておりますが、実際は50年代初頭まで監禁はやっております。これには私も驚きましたけれど、51年、52年当時まで監禁室は使われております。そういう意味で、従来の日本国憲法施行によって監禁はできなくなったという認識は、ちょっと余りにも甘かったと思っております。

ただ、だんだんと、しかし、状況からすれば、そういう監禁というのをやりづらくなってくるわけで、そういうことに対する患者管理に対する不安、つまり園当局の不安というものが逆に、隔離維持あるいは隔離強化を生み出した。これ以上患者をつけ上がらすな。そういった患者管理政策というものが戦後においても隔離を維持、強化させた背景にあるだろうと考えております。

それから、(9)番目は、おそらくこれが真相究明の中でも一番の山だと思います。なぜ戦後においても、「らい予防法」を「改正」して隔離をやったのかということです。これは、53年という年を考えますと、明らかに朝鮮戦争の影響があることは間違いありません。まだこの辺についてはすべて完全に解明できてはいないのですが、厚生省だけの問題じゃないんですね。外務省や警察庁、公安調査庁に絡んでくる問題が「らい予防法」の「改正」の背景にはあることがあるんです。

私たちは今まで、厚生省中心に物を考えてきた。それは間違いではないのですが、この「らい予防法」の「改正」問題というのは単なる厚生省だけの問題ではない。むしろ、治安立法という面が強かったのではないか。そのことは私はもう10年以上前から言っているわけなんですけど、もっとこの側面を今度の検証会議でも深めていかなければならないと思っております。まさに戦後史が、1950年代という戦後史が「らい予防法」の「改正」を実現したというか、ああいう隔離強化をさせたのじゃないかということです。

それから、(10)番目に、熊本の本妙寺のハンセン病患者の集落が、これ、戦争中に全部解体させられていくわけですが、そこにあった相愛更生会という患者さんたちの自治組織、これなどは、もうちょっと資料的にも解明してみたいと思っております。どういう組織だったのか。それから、戦後の熊本で起きた龍田寮の黒髪小学校通学拒否事件、これについても、二、三年前から新しい資料が見つかっているんですね。これについては、私の力だけでなく、地元のマスコミとか地元の方々との協力で見つかってきているんです。ですから、これは真相究明の検証会議以前の問題なんです。

そういう中で、黒髪小学校の事件なども、我々は、子どもたちが最後は通学できてよか

ったと、一応は成果があったと見てきたんですが、実は違う。これは完全な患者側の敗北であると思います。つまり我々が考えている以上、ここにはもっと大きな差別、排除があったので、結局は最後、龍田寮が廃止をするということになっちゃいます。それが結局、その当時の住民の反対派の要求であったわけですから、一時期児童が通学できたからといって、それをもって勝利と今まで見てきたのは少し甘かったと思います。やはりこれは、最終的には地元の通学反対派の意見が勝利している。つまり、患者さんの側から見れば敗北であると私は考えております。

それから、藤本事件については、これは、去年、現地に行きました。そして、殺害現場とかすべて歩いてみました。また、いろんな関係者の方の話も聞きました。この事件は、まさに冤罪であること。しかも、それは戦後の無癩県運動が生み出した冤罪であること。それがはっきりと現地で確認できました。したがって、このことは、再審問題がありますが、真相究明の場においては、少なくとも無癩県運動というものがこのような不幸な冤罪事件を生み出したんだということだけは検証していけるんじゃないかと考えております。

以上が、これまでの15年間の要約になります。あと、今後、この検証会議の中で何をやるかということですが、1つは、どうしても今までの調査というのは、国立療養所中心でした。私立の療養所の実態の解明というのはどうしてもちょっと意識が薄かったんですが、これは、今年、来年やらなきゃいけないと考えております。

それから、(2)番目に、官庁・自治体・療養所の資料調査です。これは今、資料開示の問題がありますが、少なくとも後につけました108ページからのこれは、今、厚生労働省にある資料の一部です。これは例の資料開示のルールからいくと、第1アクションと第2アクションが終わっております。これも既に去年の10月以前にやったものです。ですから、これはぜひ今年度、検討会、検証会議としてこの資料の、リストアップはできているわけですし、これは個人情報ではありませんので、そういった問題はないと思います。これを調査して。しかし、もう紙が劣化しておりますので、これはできればマイクロフィルムに撮る、そして保存をする、そういったことをぜひやっていきたいと考えております。

それから、第(3)に挙げたのは、96年の「らい予防法」廃止に関する資料の問題。真相究明という限りは、この「らい予防法」成立から改正まででなくて、廃止の問題ですね。なぜあの段階で厚生省側が謝罪とか賠償しなかったのか。また、あの「らい予防法」廃止の段階において、どういう論理で96年廃止になったのかという、ここまでやはり踏み込んで検証をするべきであろうと思いますので、今年度は、こうした問題も手をつけてみた

いと考えております。

以上でございますので、何かご質問があればどうぞお出してください。

【井上委員長】 ありがとうございます。では、どうぞ自由に質問でも、ご意見でも。

【内田委員】 治安政策という観点の分析というのは、私もそのように思うんですけども、問題は治安政策と合法性の問題なんですね。治安政策が合法性を破壊する形で行われるのか、そうじゃなくて、合法性の上に乗っかって治安政策というのは展開されるか。そこはどのようにお考えでしょう。

【藤野委員】 合法性にのっとってやるということですか。ちょっとその意味がよくわからないんですが、もうちょっとわかりやすく教えてください。

【内田委員】 ちょっと具体的に言いますと、先ほどおっしゃった中の(8)番目ですね。特別病室の廃止とか、重監禁の廃止云々というところですが、それは、合法性を放棄する形で治安政策が展開されていくのか、それとも、そうじゃなくて、合法性という形をとりながらやっていくのかと。基本的には、大体合法性をとりながらやっていくわけであって、合法性を破壊しながらやっていくということはありませんね。これはナチスもそうなんですが、その辺についてどのようにお考えか。

【藤野委員】 一番問題になったのは、重監房の廃止の問題については、各園の園長においても、これはやはりまずいというのは当時、認識ができています。ですから、これはやはりどう見ても非合法であることは認めたとします。ですから、これについては廃止に踏み切ったわけですね。

問題なのは、各園に置かれている監禁室の問題については意見が分かれまして、各園の園長においても、監禁室については、これは「らい予防法」に規定があるんだから当然であるという認識と、それから、やはりこれは日本国憲法のもとではおかしいのじゃないかという意見と分かれています。ですから、かなりこの監禁室の扱いについては、合法なのか非合法なのかについての見解は多様だったんです。

ただ、厚生省は、合法であるという姿勢は変えていません。ですから、厚生省は、日本国憲法が公布されて、監禁室の存在は憲法違反であるという議論もあるが、違反ではないという通達を全国の園に出しています。ですから、それを受けて、50年代に入ってから、一部、監禁があったと考えられます。

【井上委員長】 ここは、後でまた報告されるところとかかわってきますから、後でまたご議論をいただきたいと思いますが、ほかにいかがでしょうか。

私、ちょっと質問をさせていただいて。ほかのところでも指摘があるんですが、精神障害の場合だと、民間の病院等が圧倒的に多いですね。ハンセンの場合は国立で。そこは、どうしてそこに違いが出たかという話なんです。

【藤野委員】 精神障害は、岡田さんがいるので詳しいと思うんですが。精神病院も、当初は私立が多かったんですね。私立が多くて、非常にその管理が行き届きだからということで、1919年の精神病院法を公布して、必ず府県立の公立病院をつくれという議論になって、法律で府県立病院をつくっていった。そういう流れがあるんですね。

ハンセンの場合にも、おそらくやはり患者を管理するという意味で、最初は、連合道府県立であり、そして、最後に1941年ですか、国立に移管するという。やっぱり患者管理を徹底する、国策を一貫するという点においてそういう流れがあったと思います。

【井上委員長】 戦後になるとどうですか、戦後。精神の場合は、もう一回、民間にいくわけですね。その違いですね。

【藤野委員】 結局、戦後になっても隔離が続くというのは、やはりハンセン病の、それがまさに日本的隔離の特性かと思います。やはり患者の管理においては、私立は非常にルーズなんですね。そういう意味では、患者の隔離を徹底するためには、やはり国立中心にいくというのは基本的に変わらなかったと思います。むしろ国立で手に負えない患者を、一時私立に預けると。そういう役割を、私立の療養所というのを国立は、いわば国立のもとに置いておくというか、そういう相互補完性をつくってくると思うんです。

戦前においてはむしろ、私立は独自の宗教的な病院として機能していたりしますが、戦後はむしろ、国立の療養所で問題を起こした患者をしばらくそこに避難させる。そのような形で私立を使っていったので。私は、戦後においては、国立と私立はそういう補完性を持って、むしろ私立は国立のカバーをするような役割になっていたと。そういう役割分担があったと考えております。そういう意味では、精神病院の関係とはちょっと違う、やはりハンセン病独自の問題があると思うんですね。

【井上委員長】 今後の課題に挙げられているので、国と民間のこれは少し突っ込んで検討する必要あるかと思うんですが。つまり、逆に言うと、ハンセン病はなぜそう特殊に扱われたのかということなんですけどね。これは時間がないから、次に行きましょう。ほかにかがですか。

【内田委員】 今の井上先生がご指摘になった精神障害の治療というか、処遇との関係ですね。ご存じのように、5年以上強制的に隔離されていて精神病院に収容されている方々

というのは、日本では13万人ぐらいいるわけですね。まさにこれは、ハンセン政策の発展線上にあるという分析がなされて、国際的なところからもかなり厳しい批判があって、開放処遇とか、厚生労働省のほうも、社会化とかいうふうな。そこの関係という問題は非常に大きいと思うんですが、そこはどうでしょうか。隔離政策というのは、まさに精神障害で数的に言えばもっとすごい数なんですね。そこはどのようにお考えでしょうか。

【藤野委員】　そこは、まだハンセン病のほうの方が精いっぱい、精神障害のほうの医療の分析をやっていないので。むしろそのことは、岡田さんが多分、これを拝見するとそういうことをやると書いていらっしゃるので、岡田さんのほうに少しお聞きしたいと思っています。ちょっとまだハンセンで手いっぱいなので、申しわけございません。

【井上委員長】　はい、どうぞ。

【丸井委員】　政策的なレベルの話と、それから、先ほど来の偏見というような住民との関係というので、この前もちょっと出したんですが。やはり実際に患者さんたちが接するのは、いわゆる周辺の人々であって、政策と直接対決する場面というのは、先ほどのような法律によって合法と認めるかどうか、それが実際に運用されるかというところで決まってくるので。何か政策というのと、実際に地域に住んでいる人たち、その中がいわば患者、非患者という形で割れてくる。

そこで、もう一つ、もちろんほかの班でやるわけですが、それを例えば、特に戦後もそうだと思いますが、マスメディアがどのように扱って、逆に言うと、何が先で、何が後なのかというのが、おそらく先生の頭の中にはあると思うんですが。政策が先で、それによってマスメディアが動き、それによって住民の考え方が変わってという、上から下に流れていくものなのか、あるいは、それだけでなく、住民の考え方あるいはマスメディアが何か動いていくことによって、政策的に何らかの対応をしないとなくなるといった状況、そういう順番の違いというようなものがあるのだろうか。お話を伺いながら、ただちょっと、自分で事実として何かを持っているわけじゃないんですが、その辺の幾つかの関係というのをどのように整理されているかと思います。

【藤野委員】　基本的には、やはり政策が住民の意識にかなり影響を与えていると思います。例えば先ほど挙げた龍田寮児童の黒髪小学校通学拒否事件は、「らい予防法」の翌年に起こっているんですね。やはり熊本として、ハンセン病患者が多くいた本妙寺も知っている、そういう地域においては、隔離は強化したということで、やっぱりこの病気は怖いんだと。こういうことが児童の通学を拒否しているので、政策と意識は確かに相互の関連

性が出てくるんですが、やはり基本的には、国策が住民に対する偏見をつくってきた。そして、それをまたマスコミが国策に乗じた報道をして、その偏見を高めていったと一応私は基本的に考えております。それが、ハンセン病の場合、非常に典型的に出たのがこの黒髪小学校の問題だと考えております。

【井上委員長】 どうですか。

【松原委員】 精神疾患とハンセン病の対応の違いについてですが。やはり戦前から、感染症であるということの非常に強力なプロパガンダというのが効いているのではないかと思うんですね。戦前は、精神疾患について公立病院をつくるという政策はできたけれども、実質上は民間中心だったし、患者の収容率が非常に悪かったわけですね。ご存じのように、戦後、精神衛生法ができて、措置入院という制度ができて、隔離という形になっていった。

それで、やはり同じように、もともとかなり偏見を持たれるような、そういう病気であっても、その国の衛生政策でどういう部分を強力にプロパガンダしていくかと。ハンセン病の場合には、厚生省は、戦中、いろんなガイドラインを出していますが、遺伝病ではないということをあえて言って、それで、感染症であるということと同時に強調するような形をとっているわけですね。ですから、何か急性伝染病というか、急性感染症のような、そういう初期の衛生モデルというのは、そのままハンセン病政策に非常にデフォルメされた形で適用されて、これが一般の人の意識にもかなり影響していたのではないかと。

これは、ナチスドイツで断種法ができたときに、一般の人たちが、断種すべき人がいるというふうにいる忠告していくわけですね。それと何か似たような構造が無癩県運動に見られるような気がしていて、どうして、片や精神疾患で、片やハンセン病なのかというのは、そういうところで比較の視点を入れていくと興味深いのではないかと考えております。

【藤野委員】 1つだけつけ加えると、精神障害は、欧米の先進国にも患者はいる。むしろ日本の場合には、大正期などでは、インテリの中に精神障害者が多いとかそういう議論されたぐらいです。しかし、ハンセン病は明らかに途上国、植民地の問題であると。この病気があることが、日本がまだ先進国になり得ない一つの証拠になってしまう。そういう認識の違いはハンセン病にはあったので、私にとっては、やはり精神障害以上にハンセン病は、国家にとってより一層国家の恥とみなす。そういう認識が諸政策の背景に強くあったと考えております。

【井上委員長】 ほかにいかがでしょう。どうぞ。

【酒井委員】 伺いたいんですが、強制収容ですか、あのときに、ハンセン病の犯罪者というのが結局ハンセン病の療養所に入れられましてね、それで、その人たちに対する強制隔離というのが、強制収容ですか、というものが法律的に認めたわけなんですね。それと、実際に収容されている患者とごちゃ混ぜになっていないのかなという不安を感じるんですが、そのあたりいかがなんでしょうか。

【藤野委員】 本人の意思に沿わない形で患者に対して隔離をする、あるいは本人がもう同意しなければならぬような状況に追い込んで隔離する。これは、たとえ本人が普通の患者であろうと、犯罪を犯した患者であろうと、私は同じだと思います。もちろん犯罪については刑法に基づく拘束はあるわけですが、一般のハンセン病患者もやはり、意思に反して隔離された、あるいは隔離されなきゃならないような状況に追い込まれて、隔離に「うん」と言ってしまう。そういう状況までいったわけですから、これを強制隔離と言って何がおかしいのかなと思います。決してハンセン病の患者さんたちと犯罪を犯した人たちとを混同しておりません。

【酒井委員】 ちょっと誤解されているので申し上げますが、強制隔離は私は認めている。確かにそうなんですが、犯罪者もそのハンセン病療養所に入れられたわけですね。つまり刑務所では処置し切れないので、ハンセン病患者はハンセン病療養所へ入れられた。そのとき、刑法上の隔離をしなければならなかった。そういう隔離と、療養所の中での強制隔離の、つまり外から入るのじゃなくて、療養所の中でできた特別監房みたいなところに犯罪者は入れられたわけですね。それと、実際に療養所の中で非常に都合の悪い人がいて、それを特別監護に入れたのと、そのあたりがどうもはっきりしていないような気がするんです。

【藤野委員】 それがちょっと事実の誤認だと思うんですね。重監房の場合でも、確かにそこには、園内で窃盗を犯した者とか、傷害事件を犯した人も入っています。でも、彼らは刑法に基づく裁判を受けて入っていません。園長の判断で入っています。何カ月間監禁するかについても、何ら刑法の判断じゃなくて園長の判断なんですね。ですから、まさに犯罪を犯したハンセン病患者はまた、裁判による刑罰でなくて、園による恣意的な刑罰を受けてきたと思います。

だから、重監房という問題は、そういう気に食わない患者をぶち込むというだけではなくて、そういう刑事的な事件を犯した患者に対しても、刑法に基づかない、園長がまさに

裁判のような刑で裁いて、好きなだけ監禁するという場でもあったと思います。ですから、どちらにしても、ハンセン病患者にとっては裁判を受ける権利も保障されなかったと考えております。

【井上委員長】 また後で、いずれにしるこういう議論は重ねていかなければならないと思いますので、この辺でよろしいですか。ありがとうございました。

次に移らせていただきます。内田さん、では、お願いします。

【内田委員】 大分時間が経過しましたので、私はごくごく簡単にさせていただきます。立法と政策というのが私に与えられたテーマなんです、去年の10月から正式メンバーということで、焦点を絞って今回は報告させていただきました。

「全患者」の收容政策の実現と「日本国憲法」体制との関係というところに絞らせていただいています。力点は主として、したがって、敗戦から昭和28年ぐらいまでをベースに、それとの対比で戦前についても検討するというようにさせていただきました。

1つは、「全患者」收容が実現されたのは、戦前ではなくて戦後であったと。日本国憲法のもとで実現されたんだということを1つ指摘させていただきました。これは、報告書の67ページぐらいから書かせていただいたところです。

それから、次に、日本国憲法との関係。この戦後の日本国憲法のもとにおける「全患者」收容ということと、日本国憲法というものがどういう形で接合されて、その関係が整理されているのかということ、2つ目として分析させていただきました。それが71ページぐらいからのところですね。

要するに日本国憲法が制定されましたけれども、政府などによりまして、あるいは裁判所によりまして、いわゆるプログラム規定だと理解されて、権利の主体でなくて、権利の客体というふうに変換されることとして接合されていくんだということを分析させていただきました。福祉とか医療に見られるそういう論理ですね。恩恵としての福祉というような論理のもとで、それは接合されていくと。それで、直接請求権は否定されていくところですね。その中で、施設における特別権力関係論というのはその中に入り込んでいくんだということを少し分析させていただきました。

それから、3つ目とさせていただきましたのは68ページのところですが、担い手の変化ですね。戦前と戦後の「全患者」收容政策の担い手における変化ということで、警察についての変化というのが1つ。それから、2つ目は、合法性ということ、日本国憲法のもとでは合法性というものをより装う必要が出てくるということで、法務省というのがより

前に出てくるというようなことで、留置場の設置とか医療刑務所の設置と、こういった脈絡を分析させていただいたというところです。

それから、変化の第3は「無らい県運動」で、戦前と戦後の「無らい県運動」の質的違いというようなところも、少しここで分析させていただいたというところです。

それから、次に、戦後の光田さんたちのグループと、それから厚生省における新官僚派とのこの関係をどのように理解するのかというようなところを、少し検討させていただいたというところです。28年法の制定については、光田さんたちの影響は非常に強いと思われかもしれませんが、では、新官僚派の人たちはそれに対してどのようにかかわっていたかというようなことを分析させていただいたということです。

それから、その次にさせていただきましたのは、これと絡んで「国民」概念というものについても分析する必要があるだろうということで、患者さん、元患者さんの方々は「国民」と理解されて、「国民」としてのどの部分で整理されていったのかということ进行分析させていただきました。

それから、73ページ以下では、権利運動というものと、権利運動の抑圧といいますが、それに対抗すると、こういう観点で昭和28年法というものの制定というのを理解することはできるだろうというようなことで、昭和6年法の場合と昭和28年法の場合では、かなりそういう患者運動、自治会運動対策というようなところで違ってきているのではないかと。そういう分析をさせていただいたということです。

今後としましては、65ページですが、今申し上げたことですが、法務省とか裁判所、自治会という部分について、もう少しよりきめ細かく分析していきたいと思っています。

GHQにつきましても、当初、ハンセン病はGHQの民政局のほうですが、そのうち軍政のほうへ移っていく。この点の転換については、もう少しフォローアップしていきたい。例えばGHQは、園のその自治会のメンバーについての解任といったような具体的な指示もしておりますので、この点についてはもう少し掘り下げた検討をしていきたいと思っています。

それから、弁護士会とか法学会といったところも分析していきたい。つまり弁護士会と法学会というのは、この問題について全くコメントしなかった。その辺の原因についても分析していきたい。

藤本事件につきましても立件記録をほとんど入手いたしましたので、これについて、再審事件という観点で見たらどうなのかということの分析もこれからしていきたいと思っています。

います。

とりあえずそれぐらいです。

【井上委員長】 どうもありがとうございました。協力していただいて、駆け足でやってもらいましたが、何かご質問、ご意見。

では、1つ。戦前と戦後の連続と断絶の問題というのは、あらゆる分野の課題なんでしょうけれど。内田さんのやられたことで言うと、憲法が変わっても、憲法で掲げられた理念などは形だけで、中身はどれも戦前からのものを引き継いできている。そこに、例えば「全患者」収容は、これはむしろ戦前より戦後だという話ありますね。だから、むしろ強化されてきている。その形式的断絶性ではなくて、むしろ実質的な連続性の面が、これが強化された原因であるという話になるんでしょうか。

【内田委員】 戦後非常に早い時期に、その当時の厚生省の新官僚派の人たちが、どうするんだという、治療目的のために収容するんだと、こういうことで治療目的を非常に前に出して来るんですね。つまり外のところでは治療というのはできないと。だから、中で、入っていただいて医療をするんだと。ある意味で福祉をもっと充実するんだ。これこそが新憲法の25条に即応するんだと、こういう論理を展開していくんですね。この論理の持っている意義というんですか、そこを一つ焦点を合わせていただいたということが1つですね。

それから、戦前の場合は、警察という形で直接前面に出てきて、衛生警察がその担い手となっていくんですけど、そういうのは衛生警察ではなくて、行政警察の警察改革に伴って保健所という形で厚生省が前に出ていくわけですね。しかし、その中でやはりかなり治安事象という形で、警察が裏ではしっかり支えている。この構造についても少し検討させていただいたというようなところですよ。

もちろんそのバックには、先ほど藤野先生おっしゃったように、GHQとかいったような、当時の政治状況が非常に反映しているとか、共産党問題とかが反映しているということとは、そのとおりだと思います。

【藤野委員】 ちょっと伺いたいことなんですが、先ほど、戦後のハンセン病政策における新官僚派の動きと使いましたこの新官僚派というのは、どのようなグループを意味するんでしょうか。

【内田委員】 私はここで少し注目させていただいたのは、東さんですね。東さんなんかは非常に早い時期から、新しい展開を示すようなご発言とかを積極的にしておられる。

それと光田さんの動きとは必ずしも接合しないんですけども。その動きと、28年の法との関係、それから、その28年法の後のかなり処遇といった面で改善していかれると。その辺との関連を意識しながら少し発言させていただいたということです。

【井上委員長】 大谷藤郎さんは新官僚派なんでしょうかね、その次でしょうかね。

【内田委員】 大谷さんが新官僚派とかどうか、ちょっとまた今後検討したいと思うんですが、少なくともその28年法の後、光田さんが園長の職を辞していかれる。かなり、言い方に少し問題あるかもしれないですが、いわゆるかなり厳しいハードな方々は、法改正して32年ぐらいからどんどんやめていかれて、いわゆるソフトな、まさに日本国憲法の福祉とか、医療とか、そういう充実という形が前に出ていく。この前に出ていくということと、その後、28年法が廃止されなかったということとの関係はどうかと。こういう問題を今後検討していきたいと思っております。

【井上委員長】 ほかにいかがですか。訓覇さん、どうですか。遠慮しないでどんどん発言してください。いいですか。ほかにいかがですか。はい、どうぞ。

【松原委員】 日本国憲法後、結局、医療充実、福祉充実という別の看板で、こういう収容政策が正当化された。一般に、70年ごろに、障害者に対してやはりいわゆるコロニーと言われる大規模施設をつくって、郊外に収容していくと。それが福祉の充実なんだという考え方があったわけですね。

ですから、何か戦前戦後の連続、断絶と言ったときに、戦後、人権とかヒューマニズムという名のもとに、実は障害者とか病者に対して別の非常に強い力が働いて、それを正しいことだと見る傾向がやはり大きな底流としてあって、そこで、ハンセン病政策が何か生き残っていったというような、あるいは既得権というのを壊さないで済んだというようなことがあるのではないかと思うんですが。

【内田委員】 今おっしゃった福祉とかいうようなところですね。28条、13条との関係で、権利としての医療、福祉、最近で言われる患者の権利とか、そういう観点での福祉という問題と、それは多分、全患協の人たちとか再審訴訟でそういう主張が出てきた。それに対して一貫して、厚生労働省の見解とか、国の見解とか、裁判所とか、あるいはその当時の学会の見解というのは、プログラム規定であると。それは政策の反射的利益なのであって、直接請求権はないんだという形で切っていったと思うんですね。この対抗があったと。

この対抗の中で、主として国が選んだのは後者なんですね。反射的利益で、それは慈悲。

慈悲ということを言うとちょっと語弊あるんですが、恩恵としての福祉なんだ。したがって、直接請求権の担い手として前面に出てくるという問題については、非常に警戒的、むしろそれに対して対抗していこうと。むしろ患者運動というか、あるいは、その患者運動が反体制運動に転換していくということは絶対、徹底的にそれはストップをかけるんだ。こういう部分があったらと思うしね。

その後、かなり、戦後、高度経済成長のもとで国の財政が豊かになったとしても、権利という側面とか、患者運動という側面については、かなりなかなかのまないと。それは今日に至ってもという部分があるんだろうと。そういう脈絡で今回発表させていただきました。

【井上委員長】 その社会保障や福祉という領域で言うと、まさに新官僚派がいたんですね。小山進次郎という人がその代表ですね。ですが、あの小山進次郎さんたちが描いた社会保障像は、その後実現されなかったんですね。そこのところが、東さんや何かの新官僚派というか、社会派というか、あそこの先進的官僚という、その人たちの一群とその後の政策動向がどうかという問題、非常に共通すると思うんですね。だから、そのあたりを。それから、権利かどうかという話で言うと、憲法学の責任が大きいと私はあえて言いたいんですがね。

よろしいですか。魯さん、いいですか。では、次に移らせていただきます。実態調査が準備が進んでいまして、いよいよ7月に行われるということで、検証会議でもその報告をし、検証会議の委員の皆さんにもご協力を要請してあります。ということで、きょうは、その進行状況と、それから、若干内容についても触れていただくということで、現在の段階での報告をお願いします。松原さん、お願いします。

【松原委員】 調査班の事務局担当として報告させていただきます。

この2年度の報告書に関して言いますと、一番最後の121ページ以降、2年度の2002年度の活動及び各種説明会でのレジュメ等が入っております。ただ、その後、多少スケジュール等変わったところもあり、また、進展もありますので、きょうは別にレジュメをお配りしましたので、そちらを主にご参照ください。

それで、調査班については断片的に検討会でも報告、ご承認をいただいていたという経緯がありますが、一応どういふものかということをご確認いただきたいと思います。それで、我々、調査班、調査班と言っているんですが、正式には、被害実態調査班と言います。これは、いわゆる「検討事項」がありますが、その 各論の三、「ハンセン病強制隔離収

容政策による被害の全体像の解明」というところの中に、各項目に合わせて実態調査班というのも設けられております。

それで、調査班は、「検討会被害実態調査要領」、報告書で125ページ以降になります。これを立案しまして検討会、検証会議でご承認いただきました。この方針に従いまして、独立して聞き取り調査を中心としたプロジェクトを立案・計画し、実行主体として行っております。それで、重要なことについては、検討会、検証会議に適宜、報告、承認を得るという形になっております。

この実態調査における聞き取りという方法は、もちろん調査班だけが行うものではなくて、皆様の検討会委員の方々それぞれが、ご自身の検討課題に関連して聞き取りをなさるということがあります。ただし、調査班の特徴としましては、国立療養所の入所者調査のように、検討会の外部の協力者、これは後で詳しく申し上げますが、ソーシャルワーカーの方々等の参加を多数いただいて、そして、その上で療養所に入っていくと。そういう大規模かつ組織的な活動を伴っております。ですから、一応、その調査班の聞き取り活動、検討会委員の個別の聞き取り活動というのが、別々に計画されて行われているというようなことを、自治会ですとか、園ですとか、その他の関係各方面にご理解いただく必要が一応あるかと思っております。

それで、調査班の課題ですが、これも先ほどの調査要領というのに詳しく載っているんですが、ハンセン病政策による被害実態の解明を目的として、全国のハンセン病療養所の入所者、これは国立及び私立、そして、退所者、非入所者、その家族を対象としております。

それで、まず、国立療養所の聞き取り調査、これは基本的に入所されている全員の方に協力をお願いするという形になっております。これを、非常に規模が大きいということもありまして、先行的に企画し、実施しつつあります。それと並行して、退所者の調査の方法について具体的な議論に入っております。これも、早期に聞き取りを実施していきたいと考えています。そのほか、私立療養所、非入所者、家族についても、それぞれ非常に困難があるわけですが、並行して調査方法について検討しているところでございます。

次に、調査班の構成ですが、全員検討会委員で、その中で、内田先生は検証会議と検討会の兼任で、かつ調査班のメンバーという形で入っておられます。それで、井上先生が調査班の責任者として務めておられます。それから、かなり大規模かつ組織的な仕事があると思いますので、事務局というのを設定しておりまして、森川先生と私とで担当してお

ります。

まず、先ほど申しましたように、元患者の皆様の中でも国立療養所の入所者の方々に
いて、全国5ブロックに分けて、手分けをして担当するという予定であります。この
ような形になっているんですが、関東の福岡委員（予定）となっておりますのは、これは
今、福岡先生は社会調査の専門家として、アドバイザーとして会議に参加しておられるん
ですが、ぜひ、その調査班の正式メンバーとして、社会調査の専門の先生に入っていた
きたいということで、この後、検討会のほうでその件をご審議いただくことになるかと思
います。

次に、調査班の活動経過ですが、詳しくは報告書に書いております。それで、前年度は
11月から発足したのですが、11回、調査班会議を行っております。委員が中心なんで
すが、そのほか、全療協の方、この中には、検証会議委員である神さんも入っておられま
す。それから退所者の方。あと、国立療養所の調査に協力してくださるソーシャルワカ
ーの全国組織、社専協の代表の方々。社専協では、この検証事業とは別に独自にハンセン
部会というのを設けておられまして、そこで、ソーシャルワーカーとしてどうやって元患
者の皆さんのサポートができるかというようなことを検討していらっしゃったという経緯
がありました。そこで、今回の私どもの国立療養所の調査にご協力をいただいて、全面的
に参加していただくということになっております。

そのほか、アドバイザーの専門家の先生、それから裁判の過程でかなり多くの元患者
の方々に接してこられた弁護士の方々、そういう方々にオブザーバーとして参加してい
ただき、活発な議論を行ってきております。

そして、3月には、全国5カ所で、社専協のハンセン部会と共催で説明会というものを
行いました。これは、実際療養所に入って調査をするソーシャルワーカーの代表の方々を
対象としております。そのときの調査レジュメが、報告書の最後に掲載されております。

ここで、大体このような形でどのように調査を行っていくかの概要を説明してたんです
が、この聞き取り調査ですが、ただ、お話を伺うというのではなく、調査票というものを
使いまして、それにのっとりお話を伺っていく方式をとる予定であります。その調査票
をどうつくるかとか、あと、調査に当たって調査員の方々にどういうことに配慮してい
ただくか。それは、元患者の皆様特有の心理とか、それから身体的な条件とか、そういうも
のも含めてご理解いただくということで、その調査票マニュアル作成にかなり時間を注い
でおりまして、これがまだ作成中という状況でございます。

ですから、この前の説明会のときには、大体検証会議の意義とか調査の意義をご説明する。そして、そこに来賓として全療協の方、あと、弁護士の方に来ていただき、患者さんたちの被害の実態についてそれぞれお話しいただくというようなことをいたしまして、一般的なご理解をいただく機会にいたしました。

それで、今年度は、調査票マニュアルの作成に全力を注いでいくと。それから、一方で、被害実態調査員、こちらを社専協の方々が名簿をつくっていただいております。4月10日現在で、全国で263人の方々が名前を連ねております。この方々に対しては検証会議で承認をいたしまして、調査に当たってプライバシー保護等の制約も含めたさまざまな注意というものを守っていただくための手続をいたしまして、参加していただくということになっております。

それから、この前の沖縄での検証会議の直前にやった全療協の支部長会議に、内田、井上両先生がこの調査班の趣旨についてご説明くださり、その場で、全療協としては前端的にこの調査に協力をすることにしていただきました。ただ、各園でそれぞれ事情がありますので、各園の自治会の方々にまた、どのようにご協力いただけるのか、それから、実際にどのように調査を始めるのかについて十分な協議をしたいということがございます。それで、まず、内田、井上両先生が分担をして、自治会にあいさつ、ご説明という形で回られまして、できる限り各支部担当の委員も同行してごあいさつをするという予定でおります。

それで、あとは、福岡先生の件はさっき申し上げたとおりで、最終的には検証会議で承認していただきたいと考えております。

あと、この調査の組織図を次の3ページに掲げてあるんですが、調査班というのは、検証会議の事業の一つとして成立しております。ですから、対外的には、責任者というのは検証会議の座長になります。それで、座長名で各園、自治会に対して、こういう調査をいたしますのでご協力いただきたいという趣旨のお手紙、依頼状を出す。これを調査が始まる前に出すということにしております。

この組織図にありますように、左側が検討会委員の流れで、一番下にその調査班ブロック支部責任者というのがあります。各ブロックにある、その地域にある療養所の調査の責任者も当然兼ねるわけです。右側の流れとしては、ワーカーさんたちの組織について整理してあります。このような関係になっておりまして、それで、最終的には、調査員の方々がそれぞれ調査票を持って入所者の方々にお話を伺うというような形になっております。

次のページですが、調査票のイメージというのをちょっと例として挙げておきました。これは、質問項目等についてはまだ厳選中です。といいますのは、患者さんの負担も非常に大きいので、訪問は2回、そして各2時間という制約を設けております。ですから、その範囲でできるだけのことを伺いたいということになりますと、かなり質問項目の立て方を工夫しなければなりません。そのようなことで、項目として伺いたいことはたくさんあるんですが、そういう事情の中で、よりよい質問をしていくということで考えております。ただ、例としてはこういう質問があって、選択肢に丸をつけると。このときの伺い方についても、頭からどんどん聞いていくというのではなくて、工夫をするということを考えております。

こういう質問に対して何番というような形は、いわゆる量的な調査の方法になるわけですが、同時に、患者さんからの聞き取りといいますか、患者さん自身の言葉というのを非常に大事にしたい。質問項目の下に自由記載欄のような形でお話を記入するということもあるんですが、この調査票とは別にお話しいただいたことをまとめるというようなこともしていきたいと考えております。

実際には、ワーカーさんたちが従事されるということになりまして、了承を得てテープを録らせていただくわけなんですけど、そのテープ起こしをすべてワーカーさんに負担させるというのは非常に難しいことですので、ワーカーさんには、テープは事実確認という形で利用していただいて、報告書という形で、できるだけ患者さん、元患者さんの言葉を生かした記載をしていただくということを考えております。そして、それを調査班の委員が見まして、それで、さらにテープ起こしをしていくと。そして、その言葉の中から被害の実態を掘り起こすということを考えていくということなんです。

ただ、これも、時間的、人力的あるいは訪問的に非常に課題がありますので、一つずつ解決はしていったらいいんですが、残された時間で十分に検討していきたいと考えております。

スケジュール的には、調査票を使った聞き取り調査というのは、遅くとも今年末には全部上げていただくと。でき次第、順次、財団に送ってもらって保管すると。どんどんその分析を調査班の人間が始めるというふうに考えております。

それで、この調査はあくまでも検討会の報告の一つの重要な素材として位置づけられておりますので、その検討会の報告書の資料として使えるように、できるだけ早く分析結果を提示していきたいと考えております。理想的には6月に調査班の報告書ができていますの

がいいんですが、それは大変難しいかとは思いますが、とにかくレジュメでも、資料集でも、適宜報告をしていくということを考えております。

検討会委員の皆様には、どんどんこういった調査についてのご意見とかご要望というのをお寄せいただきたいと思いますと考えておりますので、よろしく願いいたします。

【井上委員長】 ありがとうございます。現状と、それからこれからの予定と、とりわけ調査票を今作成ということで全力を注いでいるところですので、調査の進め方等についてもご意見いただきたいということであります。

【内田委員】 1点だけなんですけど、調査班会議で申し上げたほうがいいかもしれないんですが、支部長会議でお話をさせていただいて、一応わかりましたとおっしゃっていただいたんですが。支部長の方々は在園者の方に放送で、繰り返し、繰り返し流したいと、協力してくださいと。そのときに、特に我々の調査の対象になる、なっていただきたい方というのはおじいちゃんとかおばあちゃんが多いと。おじいちゃん、おばあちゃんにあまり私のあいさつのような難しいことを言ってもわからないと。おじいちゃん、おばあちゃんを念頭にして、非常にわかりやすい、何回もリピートしてもという文章を用意してほしいと。それが今回の調査の決め手になるのじゃないかと、支部長会議の後の懇談会で自治会長さんたちもおっしゃっておられて、私もそんな感じするんですね。

調査班のほうで、おじいちゃん、おばあちゃん用のこの意義を非常にわかりやすく書いたものをご用意いただけるのか、あるいは検証会議か検討会でやるのか、その辺少しご検討いただけますでしょうか。

【松原委員】 わかりました。この調査は、サンプリングとかそういう形ではなくて、ご協力を呼びかけるというのを大原則にしております。それで、その方法として、今おっしゃった放送を活用する。それから、園によっては説明会というのを設けてみるというようなことを考えています。その放送については、具体的に何を流すかという問題がありますから、当然、ご提案のような問題は出てくると思いますので、今後議論していきたいと思えます。

【井上委員長】 今出ましたから。私も、園長あいさつを沖縄はもう済ませまして、園長自治会あいさつは関東でちょっととんざしているんですが。園長にアドバイスをしてくれと言ったら、やっぱり言葉が問題で、沖縄の言葉でないとわからないという話もされましたけど。他方で、別の園長は、まあ、全部しゃべれなくてもいいから、あいさつぐらいはできると全然違うねというようなことを言われていまして、そのとおりだと思います

から。今言われた文章を標準語で書いて、それを地元の言葉でしゃべってもらうような、そういう工夫が必要でしょうかね。それも含めてご検討ください。

というようなことで、またきょうでなくても、随時ご意見を調査班、あるいは、別にどんな場でも結構ですからお寄せいただきたいと。それでよろしいですね。

では、どうもご協力ありがとうございました。3つの報告という形でやらせていただきました。次回から、できるだけ皆様のご報告を受けて議論をするような時間を増やしたいと思います。きょうでも、これで20分をお願いして、やっぱり無理でしたね。藤野さん、20分、無理でしょう。だから、やっぱりもう少し時間をとるようなことをお願いしたいと思いますので、検討会のその時間自体、2時間と今までやってきましたが、もっと長くとったり。場合によっては、調査班のほうももう合宿すると言っていますから、検討会も場合によって合宿なりそういうことで、集中的に少し議論をさせていただきたいと思っておりますので、覚悟のほどよろしく申し上げます。

さて、では、よろしいですか。次の議題に移らせていただきます。もう今、ご報告ありましたが、被害実態調査の体制、進行状況ということで、先ほどの報告の中に要請として、今、アドバイザーをやっていただいておりますが、福岡さんに検討会の委員として参加していただくということですが、資料3をごらんいただきたいんですが。

これは4月17日に検証会議に提案しまして、報告と提案ですね、承認されたものです。それで、1は経過等ですから、今、松原さんから丁寧にお話ありました。2の調査体制の強化ということで、先ほどの調査責任体制、これもご報告いただいたもの、これが承認されています。ただ、この資料3の各ブロック責任者のところで、関東は井上、福岡委員ということで、委員になっていただくことを前提にして書いてありますが、この時点では、まだアドバイザーということであります。

それで、そういうこと、体制を整えるということ踏まえまして、調査班の強化ということで委員の増員をお願いしました。社会調査の専門家を加えるということあります。具体的にお名前が、先ほどから出ていますが福岡委員ということで。その下に手続きの確認とあります。検証会議で先に承認されるという、本来ならば、検討会で、運営委員会で議論して、これは運営委員会には既にお話しして承認を得ていますが、その後の検討会はきょうということになって、手順前後になります。検証会議の承認が先になっているということで、検証会議では、検討会で承認されるということ前提に承認していただいたという形です。これも日程の調整等の問題で、手続き的には問題あるかとも思いますが、お

許しいただきたいということでもあります。

さて、それで、福岡さんの履歴書、資料4になります、お出しいただいています。これをごらんいただくと、社会調査がご専門で、聞き取りという手法、これを丁寧にやっていらっしゃるということで、今進められている被害実態調査を進めるに当たっては、やはり適任で、欠かすことのできない人であるということ、ぜひご協力いただきたいということで調査班からも要請ありました。検討会でもぜひご承認いただきたいということです。よろしいでしょうか

ありがとうございます。では、ご承認いただいたということで、きょう、傍聴という形でお見えいただいていますので、一言ごあいさつを。

【福岡委員】 埼玉大学の福岡です。よろしくお願いいたします。

【井上委員長】 よろしくお祈いします。ということで、おくれましたが、窪田委員、ご紹介おくれまして。皆さんおそろいになってからと思いましたので。一言ごあいさついただけますか。

【窪田委員】 窪田と申します。よろしくお祈い申し上げます。

【井上委員長】 社会福祉領域ということでご参加いただいています。

それで、やっぱりこちらも紹介をもう一度しましょうか。また新たな方がいらっしゃるから。では、魯さん、お祈いします。

【魯委員】 魯紅梅と申します。よろしくお祈いいたします。

【森川委員】 森川恭剛と言います。よろしくお祈いします。

【丸井委員】 丸井英二です。どうぞよろしく。

【松原委員】 松原洋子です。よろしくお祈いいたします。

【藤野委員】 藤野でございます。福岡さんとは昔、部落問題で一緒しまして、今度、ハンセン病で。よろしくお祈いします。

【酒井委員】 酒井シヅと申します。よろしくお祈いします。

【訓覇委員】 訓覇浩です。よろしくお祈いいたします。

【内田委員】 内田です。よろしくお祈いいたします。

【井上委員長】 井上です。よろしくお祈いします。

ということで、きょうご欠席の方もいらっしゃいますが、また追々ご紹介するというこゝとで。その委員につきましては、先ほどの報告書にも上がっていますので、ごらんいただきたいと思ひます。

さて、では、もう一つ、次に進めさせていただきます。3番目が終わりましたので、4番目、被害実態調査の実施等に当たっての確認事項についてということで、資料5をごらんいただきたいと思います。これは、検証会議の準備会で議論をし、そして、検証会議で確認をされたものであります。この事業、ここでは被害実態調査の実施等と「等」になっています。とりわけ被害実態調査について緊急、急がなければならないという点もありますし、それから、問題としては一番プライバシーの問題等では影響あるところですので、被害実態調査を挙げていますが、それにとどまらず、つまりこの検証事業全体にかかわっての確認事項ということでもあります。

採択されまして、ここに名あて人ですね。検証会議委員、検討会委員、それから協力研究者、これは協力者と研究協力者、細かく言えばそういうことになりますが、それから、被害実態調査班のアドバイザー、調査員の方と、全体にこの確認事項を確認していただきたいということでもあります。特に細かくこれを読むようなことはしませんが、この検証事業を進めるに当たってのいわば基本姿勢といいましょうか、基本的に守るべき原則、ルールということになると思いますが。

それから、具体的に実態調査については、例えばインフォームド・コンセントの問題等、こういうことも書かれていますが、基本線は、今言いましたように基本的な姿勢を述べているということでもあります。

ざっと目を通していただいて、またご意見等あれば。しかし、これは検討会で議論をするというよりも、確認していただいて、それで、検証会議としてはこのようにやってほしいということでもありますので、もしご意見あれば、それを検証会議に伝えるということにしたいと思います。

森川さん、どうぞ。

【森川委員】 先日の沖縄の検証会議で、意見を事務局のほうに伝えるということでしたので、事務局のほうには意見をお伝えしたんですが、これはどういう扱いになっているかお聞きしたいんですが。

【井上委員長】 事務局。

【事務局(加納)】 検証会議で一応決定事項として決定したものですので、森川先生からご意見いただきましたが、今後、準備会のほうで検討させていただいて、何か修正する必要があるれば、また検証会議で決定するという形で進めたいと思っております。

【井上委員長】 準備会の委員には、メールで送られてきていますね。

【事務局（加納）】 はい。

【井上委員長】 ですから、それを受けて、今言いましたように、ご意見は伺って、検証会議の準備会なり、場合によっては必要があれば検証会議でまた議論をしてということになります。どういうご意見を言われたか言ったほうがいいですか、皆さん、少し。

【森川委員】 私、その検証会議の場で少し述べたんですが。内容的に幾つか意味がよくわからないところがありましたので、それを確認してほしいということが1点です。ほかにもありましたが、例えば2ページに「のめり込み」の抑制という言葉が出てくるわけですが、これはどういうことを言っているのかということ。あるいは、その同じ箇所です「入所者自身による自己差別」という言葉が出てきますが、これは具体的にはどういうことを言っているのかなど、よく理解できないところがありまして、確認ということが少し難しいということなんです。

【井上委員長】 それでいいですか。要するに内容確認ということですね。

【森川委員】 ほかの意見については、事務局のほうにお伝えしてあります。

【井上委員長】 では、それを受けて、先ほど言いましたように、準備会あるいは検証会議で議論をしてもらおうということで、そのように、こことしては、検討会としては検証会議にお伝えするというところでよろしいですね。

ほかにかがででしょうか。読んでいただいて、また、ご意見あれば寄せていただければよろしいかと思いますが、これは、規則とか、要領とか、そういうものではなくて、確認事項ということなんです。しかし、事業を進めるに当たっては大事な基本姿勢といたしましうか、なので、ぜひご確認をいただいて、この事業推進に当たっては個々に心していただきたいということでもあります。

では、この点はこれで確認されたということで処理させていただきます。

5番目に、資料調査・開示等についてということでもあります。これは、一連の資料開示あるいは情報開示ということで作業を進めてきました。特に、検証会議が方針を出すということで進めてきています。検討会でも委員の皆さんから、作業を進めるに当たって、情報の開示等について明確にならない限り動き出せないというご意見もありましたので、それで、検証会議として特に厚生労働省との折衝を重ねてきたわけでもあります。

その作業の結論が、この別紙、資料6-1、情報開示に関する検証会議アクションという、この文書になります。これ、もう皆さんごらんいただいているものでありますが、こういう考え方でやっていきたいということで厚生労働省と折衝を続けてきたわけでありま

すが、結論的に言いますと、まだ完全に詰まっていけないわけで、それで、厚生労働省に対して改めて4月1日付の意見書を出しました。要は、もう早く作業をしなければならないので、厚生労働省との間を詰め切っていないけれど、もうできるところから進めますよと。検証会議アクションのこの文書に基づいて進めるので、厚生労働省としてはそれに最大協力してくれということであります。

実際動き出して、例えば園に資料閲覧等で行った場合、そこでいろいろまた問題が起きるかもしれません。そのときは、また新たにそこで議論なりしていこうということであります。既にこの問題で半年近く費やしていて、先ほども申し上げましたが、検討会の委員の皆さんでもこの結果待ちという方がいらっしゃいますので、とにかくできるところから始めていただくということであります。そのことを確認するために、きょう、この資料を出させていただきました。

内田さん、何か補足。いいですか。よろしいですか。それぞれ大変でしょうが、待っている間に検証の期間が終わってしまうなんていうことになりかねないですから、行動していただきたいと思います。はい、どうぞ。

【藤野委員】 待ってられないというのはまさにそうなんです、では、見切り発車という形になってしまうのでしょうか。そうすると、例えば調査に行った段階で、我々の検証会議のアクションに基づいて行ったところが、療養所の所長さんの対応は全く違うとか、そういうトラブルはあり得るのでしょうか、どうなのでしょう、その辺ちょっとお願いします。

【井上委員長】 基本的な方向では、この検証会議、検討会のアクションに協力するということでは、厚生労働省もそこは否定していませんね。これを見ていただくとわかります。ただ、細かいところで、具体的に個別の個人名が出てきた場合どうするかというような話で言いますと、その細かい点は必ずしも詰め切っていないということなんです。

ですから、今おっしゃるように、現実にはやったところで、そういうトラブルが発生する場合もあるかもしれません。そのときは、また個別に協議をしていくしかないだろうということなんです。

【藤野委員】 そういうところで作業を始めて大丈夫かなという不安があるんですね。つまり所長の判断でかなりどうにでもなるような、含みを持たせたところでいってしまった場合、必ずしもほんとうに資料の調査ができない状況が出てくるのじゃないか。ほとんど個人名が出てくる。出てこない資料はまずないわけで。そういった個人名が出てくるよ

うな資料だからこそ逆に、今回調査する必要があるわけなので。その辺の確認があいまいなまま調査を開始することで、行って見たけれども何もできなかったというような事態もあるんじゃないかと思うんですが、その辺はどうなのでしょう。非常に不安なんです。

【井上委員長】 説明が悪かったかもしれませんが、1つは、大きく個人情報等で問題になるようなケースと、そうでない問題ありますね。今は、どちらかという、全体に網をかけてやってきましたので。ですから、そういう個人情報と関係ないものも待っていただいたような状況があります。ですから、まず、個人情報とかかわりない部分はどんどん進めていただきたいというのが1つです。

それからもう一つは、個人情報がかかわりがあるという場合に今おっしゃった問題が出るんですが、さて、それは行って、見られないというよりは、行く前にむしろ相談していただいて、そのときに開示できないというような話になったら、改めて厚生労働省と詰めるなり、あるいは園と詰めるなりという方向だと思うんです。行ってみてだめだというのは、それはちょっと確かに。しかし、実際やるときにそういうふうに、まあ、わかりますよ、気持ちは。予定外に資料がどんと出てきて、そこに氏名が書かれているような資料だったりして、それをどうするかという問題は確かに出てくるとは思います。

【酒井委員】 実際問題として、行く前に予約というか、お願いの依頼を書面か何かでやりますね。そうすると、当然向こうから座長名の申請書を出してくれと言われるわけです。その座長名の申請書を出すときに、どういうことを調べたいんだということも合わせて言わなきゃいけないわけなんです。常識としてこれはあるわけなんです。

行ってだめだというのは、何かこっちの意思を表示していないわけですから、やはり相当細かく何を見たいんだと言え、そのところで対処の仕方を向こうも考えるし、あるいはもっと厚生労働省からの連絡を待つとか、そういうこともあり得るんじゃないかと思うんですけれど。現実問題としては、多くはスムーズにいています。

【井上委員長】 というそのやり方の問題もあるんですが。今の話で言いますと、この別紙、アクションとなっていますが、特に3ですね。3.2の考え方のところの 番目、ここが問題ですね。ここについては、ここまでは、同意を得るというのは、それは当たり前じゃないかと。ただ、それができないときに、では、どうするかと。突き詰めればここなんです。だから、そのときは、我々としては、患者の氏名をマスクして開示するという、ここまで、もっと全面的に開示してほしいということもあり得るんですが、この辺は、常識的なところではないかということで請求をしているんですが。ここで必ずしもそのマス

クの仕方とか、どこの範囲までするかとか、かなり細かい話に入り込んで、にっちもさっちもいかないというような話なんですね。

ですから、このラインでその圍なりいっていただいて、それでもだめだという話ならばまた改めて協議をするということで、大部分はカバーできるのじゃないかと思えますけども。

【藤野委員】 調査というのは予期しない資料が出てくるので、そういうときに、このところで見せる見せないという議論になっちゃうのじゃないかな。最初からリストアップできて、めどがついている資料ならいいんですが、資料調査というのは我々がやれば、実際には向こうの職員の方が気がつかないような資料とか、まぎれ込んだほかの資料とか出てきたりする場合。そうすると、その段階で、これはだめですとかいうふうになりかねないということなので。資料調査というのは予定どおりいかないものだという前提で私は考えているので、ちょっとこれで強行して大丈夫かなという不安があります。

それから、もう一点は、ここで我々が見切り発車しますよということは、厚生労働省側にも了解をとっているのでしょうか。

【井上委員長】 それが意見書ですね。

【藤野委員】 これはもう一応厚生労働省側も……。

【井上委員長】 いや、了解とっているというよりは、意見書を出したわけで、これでいきますよと言っているわけで、向こうには了解とっているというような話ではないです。

それと、さっきのお話ですが、私もそういう調査していますからよくわかります、そのことは。でも、まあ、言えば、そのときは、見せないと言われたら帰ってきていただいて、協議をした上で、もう一回出かけていただきたい。それは予期せぬものが出てきて、これは全部見たいというのはよくわかります、気持ちとしては。それが1つ。

それから、全資料について、個別具体的にこれを見せろと言う必要はないんです。この文書を読んでいただければわかります。例えば現に見ましたけど、私も、脱走者の名簿なんてね。だけど、脱走についてという形でその文書で出てくると、名簿が出てくるとあるじゃないですか。そのときに、別に大きく枠としては資料請求をすればいいのだと思います。だから、個別にもう具体的にわかっているやつだけやるというのは、これは調査としては成り立たないというのはよくわかります。ですから……。

【酒井委員】 そういう意味で言っているわけじゃないんですよ、私も。

【井上委員長】 いえ、いえ、酒井さんの話じゃなくて、今、藤野さんのほうの話です。

ですから、そこは、今申し上げたように、見せないと言ったら、もう一回出かけていただくという。

ということで、見切り発車と言われるとあまり感じよくないのですが、詰めに詰めた上で、どうにも厚生労働省としてあるいは合意ができないところで、とにかく始めてみようということであります。そこはご理解いただきたいと思います。よろしいでしょうか。

【松原委員】 ちょっとよろしいですか。

【井上委員長】 はい、どうぞ。

【松原委員】 確認なんですけど、では、現地に行って、調べたい資料が拒否に遭って見られなかったと。その場合には、そのことを検証会議とか準備会に報告するわけですか。

【井上委員長】 そうです。

【松原委員】 それで、こういう具体的なトラブルがあったけれども対応してほしいと言って、そちらで個別に対応をすると。その対応の中身は、厚生労働省に対してそういうことがあったと報告をして抗議をするとか、あるいは、当該の場所に厚生労働省のほうから開示するように連絡をしてもらうとか、そういうことなんですか。

【井上委員長】 はい、そういうことです。

【松原委員】 はい、わかりました。

【井上委員長】 それでもだめかもしれません。でも、そういうふうに対応するということで、検証会議ではいわば覚悟を決めたということです。よろしいでしょうか。だから、できるだけ早く検証会議に、あるいは検討会、委員長でもいいですし、知らせていただいて即刻対応すると。つまり厚生労働省と折衝すると。あるいは、場合によっては、その当該の園なり、あるいは相手方と折衝すると。こういうことになると思います。よろしいでしょうか。それで始めていただきたいということです。

【藤野委員】 やってみましょう、やっぱりね。動いてみてから。

【井上委員長】 はい。それで、また詰められるものがあれば詰めて、文章化なりしていくという作業は当然していくんですが。では、そんなことで進めていただきたいと思えます。

それから、情報の利用についてということであります。資料7です。これも、この間、懸案になっていましたが、この事業に伴って得た情報等、これ、成果の中身の情報ということで一くくりにしていますが、その利用について基本方針を検証会議として決めたということであります。それで、これは、いろいろ実態調査や、あるいはいろいろこの検証会

議の活動、検討会委員としての各人の活動等で、やはり情報の利用については問題になりますので、それについて一定の方針を決めておく必要があるということでもあります。

大枠としては、この「ハンセン病問題に関する事実検証調査事業実施要領」、これはきょうの検証会議の報告書にも資料として載っていますので、改めてごらんいただきたいんですが、その第3項にこの規定がありまして、これは、基本的にはこの1にありますように、本事実検証調査事業により知り得た情報は、この検証会議の範囲内で、それを外部に公開しないという規定になっています。ですから、それを改めて確認して、「本事実検証調査事業により知り得た情報の利用については、本事実検証調査事業継続中は以下の通りとする」ということで、まず、事実検証作業の継続中ですから、今の予定では3年間。ですから、来年度ですね。今年度と来年度いっぱいということになります。ただ、今のところですから、その先で、一体、事業の継続というのをどこまでするかということは、これはまたこれから議論が要るところだろうと思います。

まず、その期間中には、講演、著作等、本事実検証事業以外の活動においては使用しないということですね。これが原則であります。しかし、原則は原則ですが、それに対しては、例外的に「あらかじめ検証会議の許可を得て利用する場合はこの限りではない」というように、やはり例外を認める必要もあろうかということで、そのことははっきりさせました。

それから、2つ目には、その資料について、あるいは情報ですが、生データ等、これは、調査班の実施要領では、生データ、写しというのを資料と呼んでいます。これらのものは、「本事実検証調査事業終了後は、検証会議が指名した者の管理にかからしめることとする」と。検証会議が指名した者の管理にということで、これは実態調査班の要領に規定されていることでもあります。

それから、3番目に、この1、調査期間中ですが、これについての扱いは、この検証調査事業が終了した後も同様であるということでもあります。それに対して、ただし書きで、例外的に、「あらかじめ検証会議の指名した管理者」、つまり2で検証会議に指名された管理者ですが、「管理者の許可を得た場合はこの限りではない」という、ごく原則的な規定で、それに対してただし書きを置いたということでもあります。

実はこの先がやはり問題でして、許可というのは、どういう場合に、どのような手続で、どんな基準とするのかという問題がありますが、この点は、なお検討を重ねていくということでもあります。今の段階では、全く活用できないのではなくて、検証会議あるいは検証

会議の指名した管理者の許可があれば使用できるとご理解いただいて、あと、その基準、
手続についてはなお、準備会、検証会議で詰めていきたいと。もちろん検討会の皆さんに
もご意見を伺いながら、詰めていきたいということです。

これは詳しいことは申し上げられませんが、実態、特に被害実態調査を進める場合、直
接的な調査票等のいわば生データ、個人名はもちろんですが、そういうものがこの検証会
議の成果として上がってきます。それをどのように活用するかということが重要な問題で
すので、原則だけ今の時点では立てて、あと、慎重に少し議論をしながら詰めていき
たいということでもあります。

これも、補足、いいですか。

ちなみに、検証会議のときに出た意見も若干ご紹介したほうがいいかもしれません。論
文を書くのに一体どこの範囲まで使えるのだと。あるいは、講演するのにどこまで使え
るのかと。非常に細かい話が出ましたが、公刊されている刊行物をもとにしてデータを使
って、授業や講演をしたらどうなるのかという意見も出ました。そういうご意見も踏ま
えて、先ほど言いました基準や手続について、これから、これからというよりはできる
だけ早くなんですが、明確にしていきたいと思います。

ただ、この終了後については、これまたどうするか問題ありますが、管理は一体どこ
がするのか、どのようにするのかというような問題もありますので、そう簡単に決めら
れるようなことではありませんので。先ほど申し上げました、慎重に進めたいと思
います。よろしいでしょうか。

【酒井委員】 もう既に論文に出したものはどうするんですか。

【井上委員長】 既に出したのものね。それは、いつの、つまりこの検証作業に入っ
てからの知見をもとにして書かれた論文なんですか。

【酒井委員】 そういうことですね。

【井上委員長】 それだけで。

【酒井委員】 それだけでって、もちろん公刊されている資料とか文献なんかが主
ですけども、当然、費用を得て調査したもので論文を書いたという……。

【井上委員長】 で、公表された。

【酒井委員】 もう既に公表していると。こういう規則をつくる前に……。

【井上委員長】 その場合は、また準備会で議論しますが、今の時点で申し上げら
れる、今までの流れを踏まえると、その論文をこの場で、検討会で発表していただ
くというのが

まず、この場は公開ですから、まずそれをしていただくというのがいいかと思います。なお、検証会議、準備会は6日でしたっけ。

【内田委員】 6日です。

【井上委員長】 6日ですね。開かれますから、そこでまた議論をしてお伝えしたいと思います。ちょっとその事態はまだ予測していませんでした。これから出てくる話だと。でも、今お答えできるのはそのようなことです。では、よろしいですか。

7番目、2003年度以降の検証会議の報告書についてということで、これは、午前中の議論にもありましたが、もうこの段階では、2003年度の報告、それから2004年度、最終報告に向けて準備をしていく必要があるだろうと。逆に言いますと、最終報告のイメージをもとにして、これからの作業を進めていくようなやり方をとる必要があるだろうということですね。とにかく昨年度は、出発して検証の体制固めで大変でしたので、先のことをなかなか考えるゆとりもありませんでした。

そういうことで、最終報告はどのようなものにしていくかということの議論。そして、各年度にやはり報告が必要でしょうし。そのための組織をつくろうということで、今、ご了解いただくかどうかというよりは、議論が少し出ていますので、それを紹介させていただいて、今の時点でご了解いただきたいということです。検証会議それから準備会で議論をしまして、最終報告についての起草委員会のようなものを、もう今の段階でつくる必要があるだろうということです。そのための議論を6日にはするという事になっています。

それで、これは、一方で、前、項目としてはご提案しました。この検討会に起草委員を置くということですね。ですから、検証会議全体とのかかわりで、関係でどうなるかというところとちょっとまだはっきりしません。これは改めて、検討会と検証会議の役割、責任、これらのことをはっきりさせていかなければならないということにもなるわけですね。そういう役割分担の問題もあるので、検討会に起草委員会を置いて、検証会議にも起草委員会を置くのか、あるいは両者またがったものにするのか。またがったものとするとして、どちらに比重を置いてつくるのかというような幾つかの問題がありますので。それらの検討課題、これを検証会議で議論を始めますが、それにあわせて、検討会のほうでも少し皆さんご意見あれば伺っておいて、検証会議での議論に参加したいと思いますが。準備会には、内田さんと私と、それから、ここでは藤野さんと参加するということで、検証会議のメンバー、そして在京のメンバーが中心ということです。どうですか。ちょっと補足してもら

えますか。

【内田委員】 まだ検証会議とか、準備会でかたまっていないんですが、今のところ、意見として多いのは、検討会は検討会として起草委員会をおつくりいただいて、ご議論いただくと。検証会議は検証会議として起草委員会を置いて、議論を深めていくということによって、よりよい報告書をつくってはどうかという意見が今のところ多いんですが。委員長がおっしゃったように、両方を接続するというようなこともまだあり得るかもしれませんが。その辺はまだ未定ということです。

そういう議論が出てきた背景は、報告書というのは、最終的には検証会議の名前で作成するという形になっていると。今回は、中間報告という形でいただいた文書についてまた検証会議として正式に検討して、フィードバックするというようなことは、時間の関係でできなかったということもあるので、それも含めてやりたいと。そういう観点を含めた場合、検証会議は検証会議として独自にそういうものをつくって、検証会議全体の意見をまとめると。そういう作業もする必要あるのかなというところが、今出てきているという。まだ固まっていないところです。そういう状況です。

【井上委員長】 どうですか。検証会議があって、その検証会議のもとに検討会を設置するというのが、この委託契約の中身でもありますし、それから、要領等でもそういう位置づけになっていて、報告としては、当然に検証会議として行うということになるんですね。それはそうなんです。他方で、しかし、内容的に言えば、この検討会の検討内容というのが大きな比重を持つということにもなるわけですし。その辺の最終報告書のそれこそイメージをどのように描くかによって、そのための組織も変わってくるということなんですけどね。

両者に属している藤野さん、いかがですか。

【藤野委員】 もう一つ、検討会の起草委員のことはよくわかるのですが、検証会議の起草委員ですか、何をなさるのか、ちょっと今のご説明だけではわからないんですが。個別の研究は検討会委員が執筆をするわけですね。それは起草委員会でまとめて報告書の原案をつくってくると。それを検証会議のほうで議論するというときに、検証会議のほうの起草委員会の方たちは、独自にまた別個の文書をおつくりになるのか。どういう関係なのかちょっとわかりにくいんですが。

【内田委員】 今度、準備会に出てご意見を言っていたらと思うんですが。その点についても、準備会では若干議論したところなんです。必ずしも検証会議のメンバー

が独自の研究して執筆するというわけではなくて、この研究全体について少しこういうふうをお願いをしたいとか、報告書の形式としてはこういう形にしてほしいとか、あるいは、スケジュールについて調整するとか、そのようなことも少し検証会議としてはさせていただきたいというご意見もありまして。そういうことをにらみながら、つまり検討会の起草委員会と少し連携をするといいますが、それぞれキャッチボールすると。そういうものの受け皿が検証会議ではないかと。起草委員会という名称を使っているとすれば、検証会議でも起草委員会と、そういう仮の名称を使ってはどうかと。そういうご意見です。

【藤野委員】 起草委員会という言葉でちょっと誤解が生じるかと思うんです。むしろ検証会議のほうの起草委員会というのは、検討会に対していろいろと報告書についての意見を述べたり、こういうほうにやってほしいとか、そういう注文をつけるとか、そのような役割が主になるということですか。つまり原稿を書く以前に、検証会議のほうの起草委員会のほうであれこれいろいろと検討会のほうに対して注文を出してくるという役割になりますか。

【内田委員】 そうです。

【井上委員長】 私も参加していますが、私の受けとめ方で言えば、検証会議として、検討会がコンプリートにつくり上げた報告書を受けとって、それで、ただオーソライズするというのではなくて、もう少し積極的にかかわりたいと。つまり報告書ができる段階から、例えば課題設定についてももっと議論がしたい。それから、報告書の内容についても議論がしたいということなんですね。だから、そういうこと言えば、そういう機会を設けて、もちろん検討会には検証会議に対する報告義務があるわけで、そういう報告をしながら議論をしていくと。中身についても詰めて、いわば全体に合意形成をしていくという、そういう過程としてとらえれば、特に検証会議で起草委員会なるものを置かなくても、私はいいいのではないかと考えています。

今の段階ではそういういろいろな意見が出ていて、必ずしも一つの方向で行こうと決まっている段階ではないということです。

【藤野委員】 大体、今の説明わかりましたが、あと、両方とも起草委員会とすると、非常に対外的には役割が混乱すると思うので、もし検証会議のほうの委員会の役割が今のようなお話ですと、起草委員会でない別の名称のほうがもう少しすっきりするかと思いました。今、2つの起草委員会なので、どういう関係かという疑問が出てしまうので、その名称なんかもちょっとご検討いただければと思います。大体趣旨はわかりました。

【内田委員】 私自体は別に起草委員会という言葉は使っていませんが。ただ、ご理解いただきたいのは、もう少し検証会議としてご意見を聞かせていただきたいのは、検証会議のほうに起草委員会をつくるのは要らないとお考えなのか、そうじゃなくて、先ほど申し上げたようなことで、検討会の起草のプロセス自体について検証会議として対応させていただきたいというんですか、フィードバックさせていただきたいという趣旨のものであるとすれば、それはそれで必要であろうとお考えなのか。そこが一番ポイントで、あとは、どういう関係で調整するかというのは、各論の中で処理していけると考えておりますが。

検討会の先生方も検証会議にたくさん入っておられますから、そこはうまく調整できると思っています。そういう意味で、もし後者のような意味であるとするれば、検証会議のほうに、どういう名称かは別にしても、受け皿をつくってフィードバックしていくということについては特に異論はないと考えてよろしいでしょうか。

【井上委員長】 そのことは別に異論ないんでしょう。フィードバックして、やりとりということ。

【藤野委員】 ええ。

【井上委員長】 はい、どうぞ。

【丸井委員】 今のお話でちょっとよくわからないのが、わからないというのは変な言い方ですが、検証会議が100%すべて検討会に丸投げではないはずで、検証会議としての独自の仕事というのがあるはずで、それが、検証するために必要な調査とか研究とかというのを検討会に出すわけですね。ですから、本来、2002年度のところは検証会議としての独自の部分というのはあまりないと思うんですが、検証会議としてその検討会の成果をどのように検証に生かしたのかということを中心にきちんとして出す役割というのが検証会議にあって、それが検討会と少し独立の領域があってしかるべきで、最終報告に向かってその部分がより大きくなるはずだと思うんですね。

だとすれば、同じ名前である必要はないんですが、検証会議として報告書をどうするかということはきちんと考えるべきだと思うんですね。

【井上委員長】 そういうご意見、伺っておきます。よろしいですか。これはまた、さっきから申し上げていますが、やっぱり何回かやりとりしてつくっていくことになると思いますので、また、随時ご意見をいただきたいと思います。

さて、30分と延ばしていただいていますから、ぼちぼちまとめに入ります。予算・スケジュールですね。資料8です。

まずスケジュールということで、あらあらこのようなスケジュールということですので、先ほども申し上げました検討会というのは、意外と回数ができないなど。これは予算に裏づけされた会議だと理解していいんですね。だって、これ、予算でやってみたら、こんなに開けないとかなるとまた困るしね。最低これはいけると。ただ、今年度予算もまだ……。

【事務局（加納）】 まだ含めていません。

【井上委員長】 含めていないですね。というような状況ですので、予算については、改めてまたご報告をすることになると思いますが、3,000万円ですね。

【事務局（加納）】 正確には2,988万3,000円です。

【井上委員長】 というような額ですので、それを前提にしてプランニングを一応するところになるということで、検討会の回数はそれほど多くありません。さらに、各グループというようなことになれば、基本的にはそれぞれの費用を使っただいてということになると思います。

それで、きょうお諮りしたいのは、9月、12回会議が東京の合同会議と設定されています。17日に多摩全生園に伺うということになっていますが、その前のでければ9月16日に検証会議と合同会議を開きまして、その検討会の検討状況を検証会議に報告し、議論をしていくと。こういう場にしたいと思います。

これが、今申し上げたように、検証会議と検討会のいわばキャッチボールといいましょうか、連携の作業ということにもなるわけで。その際にどういう報告の仕方をするかはまだこれから検討会の作業との関係ですが、一応そういう場を9月16日に設けさせていただきたいということですが、いかがでしょうか。あまり多くの皆さんがだめだということになれば、別の機会を考えざるを得ないんですが。16日は無理だとおっしゃる方。はい、日本にいませんか。はい。ちょっとメモね。酒井さん。

ほかのきょうご欠席の皆さんにも話を伺って、その結果で16日に設定させていただいてもよろしいですか。

【酒井委員】 もちろん結構です。

【井上委員長】 申しわけありませんが、全員の皆さん出席されるというのは、これはほぼ不可能ですので。では、16日をここでは候補として挙げておいて、きょうご欠席の皆さんの動向によって改めて決めさせていただくことにします。では、それをお願いします。

予算については、先ほど申し上げました。きょうの時点では明確なことは出せないの、

次回にさせていただくと。これでいいですか。よろしいでしょうか。ありがとうございます。

あとはその他ということですが、こちらから特にございませんので、何かありましたらお出しいただきたいと思います。よろしいですか。松原さん、いいですか。はい。では、きょうは長い間ありがとうございました。ちょっと時間超過して申しわけありません。

【事務局(加納)】 済みません、事務連絡ですが、マイクロリーダーを全生園の資料館に、財団の予算ということで設置をさせていただきましたので、使用されたい委員の方は、全生園の資料館のほうにお問い合わせいただければ設置されてございます。CD-ROM等にも落とせるタイプのもを用意させていただきましたので、マイクロフィルムの読み取りと、それをCD-ROM等に落とす等の作業がそちらでできることになっておりますので、よろしく願います。

あと、近現代日本ハンセン病問題資料集成の戦前編を、委員の皆さんからのご要望もありましたので、一応全員の委員の方に手元に置いておけるだけの部数を用意いたしました。ただ、貸与になりますので、最終的には財団にお戻しいただく形になりますが、お手元に置いていただいてお使いいただけるようになっておりますので、発送先等ご連絡いただければ、そちらのほうにお送りするようにいたしますので、よろしく願います。

了